

「広がれボランティアの輪」連絡会議

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

令和4年8月2日

障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准

→ 第24条「生涯学習の機会の確保」

平成28年 「障害者差別解消法」の施行

→ 国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月

大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

平成29年度

生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に

「障害者学習支援推進室」を新設

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

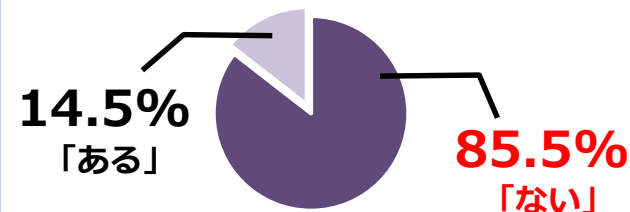
- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →**81.1%**
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がない」 →**71.7%**
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →**66.3%**
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →**67.2%**

- 課題
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
 - ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性や成果の波及力に課題**がある

- 対応
- ▶ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
 - ▶ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

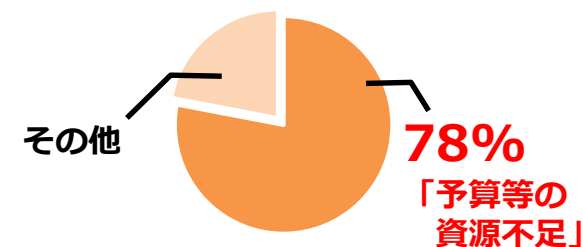
※平成30年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】

人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

【厚生労働省】

・障害福祉サービス等

【文化庁】

・障害者芸術文化活動普及支援事業

【スポーツ庁】

・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」平成31年3月

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現**

取り組むべき施策

① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行

- ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
- ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用

② 多様な学びの場づくり

- ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施

③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化

- ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
- ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進

④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備

- ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
- ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
- ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について

—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」より

ボランティアをめぐる課題

公民館や生涯学習センター等で行われている**障害者青年学級での学習を希望する障害者等が増加**する一方で、**障害の多様化や参加者の高齢化が進むとともに、スタッフ、ボランティアが不足**している。

共生社会の実現に向け、**障害の有無にかかわらず、共に交流し学び合う環境を整備**することが重要である。

共に学ぶ場づくりに向けて、**生涯学習分野における「環境」、「意識」、「情報」など、様々な面でのバリアを解消**していくことが必要である。

福祉教育・ボランティア学習等を通じた、**地域における障害に関する理解促進を図る**ことが望まれる。

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ（概要）



現状と課題

- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
- ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
- ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

検討事項

今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策 について検討整理。

1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成 ※概要は別頁

- 障害者の生涯学習支援の取組を進めるための、基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに、先進的な事例のエッセンスを紹介・共有するために作成。
- 地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考にしながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていくか等について、検討を行うことを期待

2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理

- 障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割
- 加えて、事業推進者/コーディネーターに求められる専門性・役割
- 別添として、各関係機関に期待される取組についても整理 ※概要は別頁

事業推進者/コーディネーター

講師/指導者/学習支援者

学びを支援するサポーター

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

地域資源を調整・活用する能力

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

支援者＝「共に学ぶ当事者」としての意識

特に事業推進者/コーディネーターの育成・活躍の促進が重要

【想定される実施主体】

- ①教育委員会
- ②公民館・生涯学習センター
- ③図書館
- ④特別支援学校等
- ⑤大学等の高等教育機関
- ⑥障害福祉担当部局等
- ⑦社会福祉協議会
- ⑧障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等
- ⑨生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）

3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 都道府県教育委員会で、市区町村の社会教育主事や公民館主事等の**社会教育関係職員の研修の充実**
- 社会教育関係組織による研修実施、事例などの調査研究等の充実も期待

② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 「生涯学習支援論」等で取り扱う学習課題として、「**障害者の生涯学習**」の位置付けを検討
- **社会教育主事、社会教育士等の現職研修**における、「障害者の生涯学習」のテーマの取り扱いの推進

③ 社会教育士制度等による担い手育成

- **障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解**、地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携・協働
- 社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に、社会福祉関係職員の参加促進

④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- **教職員研修における障害者の生涯学習**を盛り込むことや、社会教育士称号取得の促進
- **コミュニティスクール等の推進**による在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成、**退職教員の参画**に期待

⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 「社会教育実習」等を通じて、**学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進**
- **学生が障害者と共に学ぶ機会の充実**による、「障害の社会モデル」による障害理解等の普及に期待

⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 障害者の生涯学習において、**障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組み**の構築
- 障害者本人による担い手育成のため、障害者本人による**社会教育士の称号や司書資格の取得を促進**

4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

① 社会教育施策における重点化・明確化

- **社会教育・生涯学習施策として障害者の生涯学習**を明確に位置付け、**重点的に推進**していく必要
- 国において、例えば、**社会教育法等の改正や社会教育の取組の指針の提示**等、継続的な検討が必要

② 推進計画の策定と進捗状況の確認

- **国の教育振興基本計画や障害者基本計画**等における位置付けや、地方自治体の計画に浸透させる取組
- 共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど、具体的な目標設定と進捗状況の確認

③ 学びを担う人材の育成・確保

- **地方自治体の職員等**に対する研修等の充実、**障害福祉サービス関係者**への理解、**特別支援学校や大学**での取組などに向けた障害者の生涯学習の**担い手育成**
- 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施

④ モデル事業の今後の在り方の検討

- 行政事業レビュー公開プロセスにおける**補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度**への要望
- モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポーツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理

⑤ 障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発の充実

- **担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発**の観点から、フォーラムなど各種取組を引き続き実施
- 取組に当たっては、**関係省庁との連携、メディア等の協力を得て周知**し、全国各地での啓発機会を充実



誰もが、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会

障害者の生涯学習支援入門ガイド「事例集」**「共生社会のマナビ」**

検討会議では、人材育成の在り方の議論と並行して、知的障害者を対象とした実践事例を中心に実施主体ごとに整理し、Q&Aなども加え、障害者の生涯学習の取り組みを実施する際のポイントやヒントなどを盛り込んだ事例集をとりまとめました（令和4年3月）。

本事例集は、主に地方自治体で社会教育や生涯学習を担当されている方、特別支援学校や大学などの学校教育の分野、あるいは障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方など、実際に取り組みを企画・運営する立場から、本当に知りたい内容を意識し、作成しています。

※文科省HPよりダウンロードできます



趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、**生涯学習の機会が不足している現状等**が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、**地方公共団体が民間団体等と連携し**、発達段階や障害種に応じた**生涯学習プログラム**や**持続可能な事業実施体制等のモデル開発**を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。

生涯学習の機会について

ない：65.7%

ある：34.3%

※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕

▶ 都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始

◆ 都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。

◆ 学びの場の拡大に向けて**市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等**を開発・実証する。

(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37.5百万円〕

▶ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始

◆ 障害者の生涯学習のノウハウが乏しい**市区町村**が、実績のある**民間団体等と組織的に連携し**、主に**公民館等の社会教育施設**における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、**ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラム**を開発・実施し、その横展開を目指す。

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

ある：14.5%
ない：85.5%

※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心とする。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築〔3百万円〕

▶ 社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始

◆ 大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、**特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラム**を大学・専門学校等が開発・実施する。

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

- ◆ 障害者が生涯学習活動に参加する際の**阻害要因・促進要因**を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ◆ ロジックモデルに基づき、**事業成果のアウトカムを適切に捕捉**する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕

- ◆ 施策の推進に向けて、各事業の計画等に**助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化**を図る。
- ◆ 実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、**全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）**を実施する。
- ◆ 障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て**障害理解啓発フォーラム**を実施する。

※写真：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

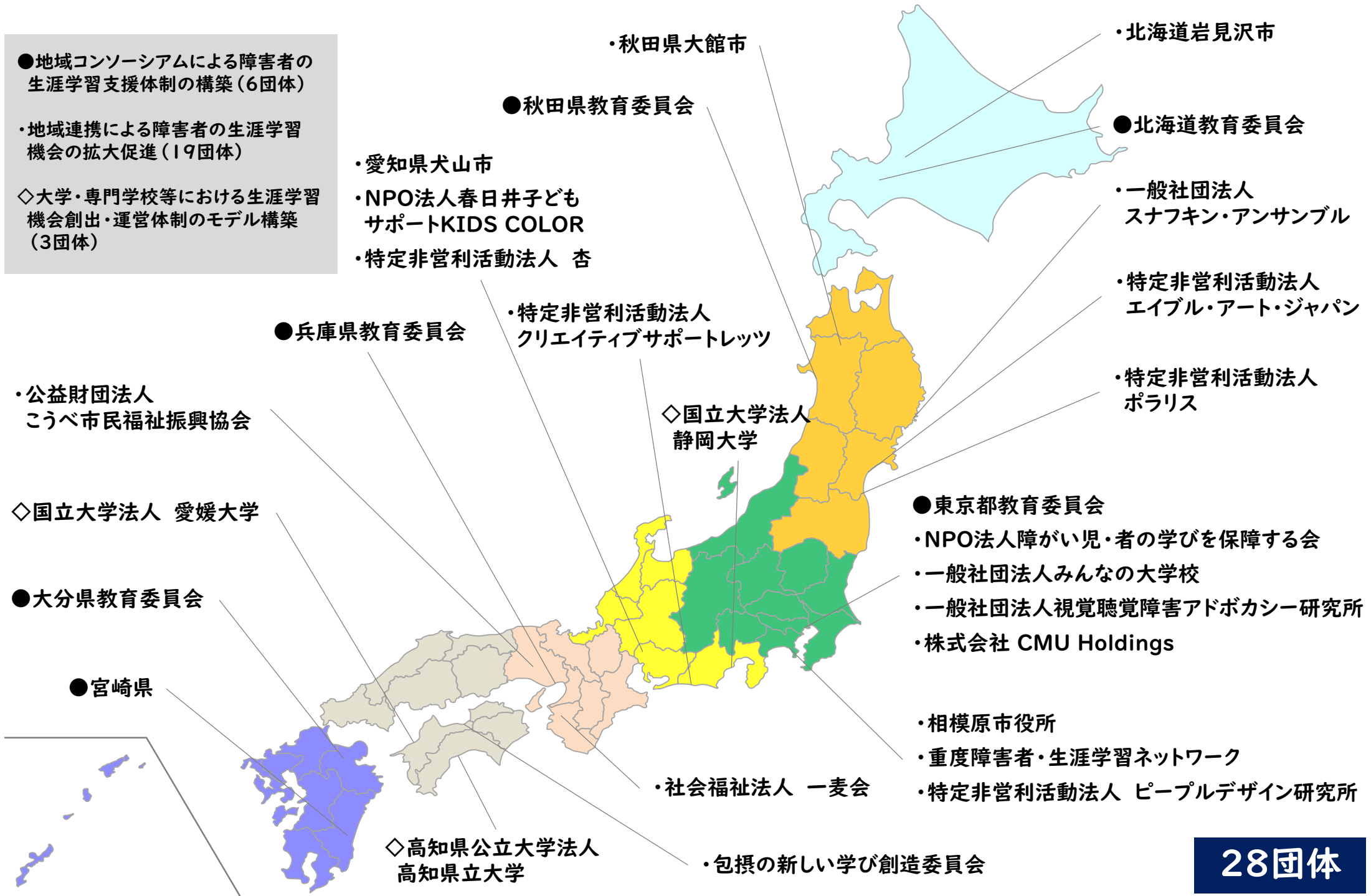


期待される成果
◎ 各地域で障害者の**社会参加と活躍を推進**
◎ 地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**

目指す社会
◎ 学校卒業後の障害者が**生涯を通じて学べる社会**
◎ 障害の有無に関わらず、**共に学び、生きる共生社会**

令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」

- 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築(6団体)
- ・地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進(19団体)
- ◇大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築(3団体)



28団体

兵庫県教育委員会（所在地：兵庫県）

事業名

「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアム

事業の趣旨・目的

- ・ 障害者の生涯学習を支援するため、関係部署、機関、団体等が互いに補完し合いながら活動を一体的に推進することをめざす。
- ・ 学習プログラムの実践研究を行い、支援モデルを構築する。
- ・ 障害者の学びの場を拡大し、継続的な取組を行う。
- ・ 学びのニーズに対応するためのコーディネーター等の人材育成をめざす。

事業実施体制・連携先

連携コンソーシアムの構成員

県視覚障害者福祉協会会長、県聴覚障害者協会理事長、身体障害者社会学級関係者、県公民館連合会長、県立特別支援学校長、県立特別支援学校PTA連合協議会長、障害福祉サービス等事業所代表、手をつなぐ育成会代表、大学附属特別支援学校副校長、市教育委員会事務局特別支援教育課長、市青年社会学級担当課長、県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課長、県教育委員会事務局特別支援教育課長、大学教授

事業内容

- 「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催（年3回）
- 調査・実践研究
 - ・ 障害のある人の生涯学習に関するアンケート調査の実施
 - ・ 身体障害者社会学級（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由者）の開設神戸大学における学ぶ楽しみ発見プログラム（知的障害者）の実施
 - ・ 県内における「学びの場」についての調査（一覧作成、検索アプリ開発）
- 人材の発掘と育成
 - ・ 支援経験に応じた研修の実施（年2回）
- 普及・啓発
 - ・ 関係団体・支援者・障害のある人等が参加するコンファレンスの実施（メイン会場と9つのサテライト会場をオンラインでつないで実施）
 - ・ 支援者向けリーフレットの作成

研究の成果と課題

【成果】

- 障害のある人の生涯学習に関するアンケート調査を実施し、現状を明らかにするとともに、分析を行った。（回答数811件）
- 学びの場を継続調査し、検索の利便性を高めるためにアプリを開発した。
- コンファレンスでは、実践の好事例の発信、協議等を通じて、関係者の意識高揚を図るとともに、支援の輪を広げることができた。（参加者161名）
- 支援の参考となる情報を掲載したリーフレットを発行・配布した。

【課題】

- 調査結果に基づいた障害者の生涯学習を支援するための具体的方策の協議及び実施
- 県内における推進市町等との連携
- 学びの場や関係者の連携におけるコーディネーターの効果的な役割の検討



コンソーシアムの様子



コンファレンス
メイン会場の様子



話題のスポーツにチャレンジ
青い鳥学級（聴覚障害者）

その他研究の詳細など

【啓発リーフレット】

『学びたい思い。
ともに学べる共生
社会をめざして』



【実践報告書】

『神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム』



国分寺市教育委員会（所在地：東京都国分寺市）

事業名

知りたい・学びたいから始まる くぬぎカレッジ ～地域の人々と考え、発信していくために～

主な連携先

国分寺市教育委員会教育部公民館課 恋ヶ窪公民館

主な対象

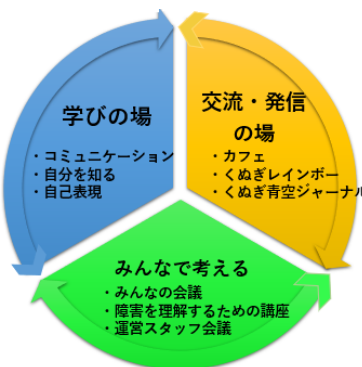
愛の手帳2度～4度の18歳以上の方
市内に在住・在勤・在学している方

事業の趣旨・目的

- ・障害の有無にかかわらず市民が地域で支え合う持続可能な学びの仕組みづくり
- ・住民同士の顔の見える関係づくりと相互理解
- ・障害当事者による障害理解のための情報発信
- ・社会教育と福祉の連携を通じた交流の創出と地域活性化

学習プログラムの内容

- ・昨年度からの継続的な内容として表現活動と学習・造形活動を柱として実施した。
- ・表現活動ではオリジナルダンスパフォーマンスを公民館祭及び成果報告会の場で披露するためにプログラムに盛り込んだ。
- ・学習活動では障害について理解してもらうために、まずは自分自身を知り、自分たちの声で発信できる力また様々な意見を整理する力（みんなの会議）を身につける講座を実施した。
- ・造形活動では昨年度からの継続で移動式屋台のバージョンアップを行った。



事業実施体制

【実施体制】

教育委員会教育部公民館課
本多公民館・恋ヶ窪公民館・並木公民館
くぬぎカレッジスタッフ・外部講師 ほか

【連携協議会】

東京学芸大学・都立武蔵台学園
国分寺市文化連絡協議会
国分寺市障害者団体連絡協議会 ほか

研究の成果と課題

○成果

- ・レクリエーションとは異なる「学び」からの楽しさの発見
- ・運営スタッフをはじめとした市民と障害当事者とのつながりが生まれ、相互理解が深まった
- ・運営スタッフは参加者の支援者という立場を超え、自らも「学びの主体者」となり、障害当事者と共に学び合うことができた
- ・識見者や関係団体及び市障害担当部署などで組織した連携協議会による横断的な情報共有と助言がなされた。

○課題

- ・個人の障害特性に合わせた適切な学びの場の提供
- ・本事業終了後、今回の成果を既存の事業にどのように反映させていくか
- ・本事業で、時間が足りず深めきれなかった学びをどのように継続するか
- ・新型コロナウイルス対応で見えてきた、活動の在り方について

その他研究の詳細など



活動の詳細は国分寺市HPへ

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1012309/kouminkan/1025298.html>



ダンスパフォーマンスの発表



自分の“トリセツ”作り



みんなの会議での進行の様子

NPO法人 障がい児・者の学びを保障する会 (所在地：東京都練馬区)

事業名 ウェブサイトを媒体とした「超」「続」「探」的 学びの場づくり研究室

主な連携先

東京都練馬区

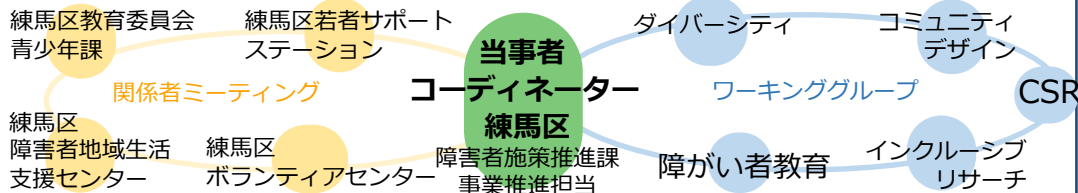
主な対象

知的障害者・発達障害者

事業の趣旨・目的



事業実施体制



学習プログラムの内容



CLOSED：当事者の主体性を重要視した学びのプログラム (ウェブサイト運営委員会) (くらしのちぐはぐ研究室)

アンケートをわかりやすくするために説明動画を制作!



「支援」をテーマに話して演じてみんなのちぐはぐ動画を制作!

OPEN：地域連携で創出するコミュニケーション機会から学ぶプログラム (みんなのがっこ) (やりたいこと部活動)



当事者のやりたいことを部活動に!

- ・ゆるダン部
- ・スポーツ観戦部
- ・切手貼り絵部
- ・美術部
- ・アクアビーズ部
- ・おはなし講座
- ・ソーラー実験部
- ・クレープ部

超大学：

大学等と連携したフラットな学びの場を創出するプログラム



上智大学や都立大学の学生さんと交流授業

近隣の幼稚園に出張してのしく学び合う時間を創出!

(パラスポーツ体験会ボランティア) など

研究の成果と課題



- 〈超大学〉で当事者とかかわった大学生の「知的障害」観に変化が！学生と協働し4本の動画を制作！PR動画には学生インタビューも！
- 〈やりたいこと部活動〉で当事者の得意をいかした学びの場を地域で展開！つくってみた、踊ってみたなど、YouTubeで動画を公開中！
- 知的障害当事者の新たな社会参画の機会を創出！
 - ・ (仮称)練馬区意思疎通条例検討部会の委員として選出！
 - 委員参画の経験から字幕作成の仕事を創出し、現在試行中！
 - ・ 第5回障害者の生涯学習支援研究会にて当事者が活動発表！
 - 〈超大学〉の依頼が倍増！（今年度2校→次年度5校に！）
- 東京都教育庁発行「とうきょうの地域教育no.145」、文部科学省発行「障害者の生涯学習支援入門ガイド」に取り組みが掲載！
- 練馬区内の情報を集約した〈障がい者の学びのまとめサイト〉始動！

その他研究の詳細など

法人ホームページ

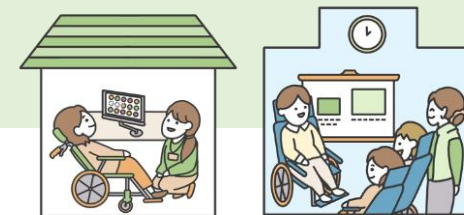


やりたいこと部活動

くらしのちぐはぐ研究室



国立大学法人 愛媛大学 (所在地: 愛媛県松山市)



事業名

地域連携による訪問（遠隔）カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学

主な連携先

愛媛県（教育委員会、障がい福祉課、まなび推進課）、松山市教育委員会、久万高原町教育委員会、先行実践NPO法人、カレッジ生通院先病院、当事者親の会等

主な対象

学校卒業後の重症心身障害者

事業の趣旨・目的

- 四国地区の学校卒業後、学習機会の無いまたは少ない**重症心身障害者等**に対し、個別の「訪問カレッジ」及び集団の「オープンカレッジ」を実施し、学習機会を提供する。
- 四国内のコーディネーター、指導者、スタッフ養成を目指す。

事業実施体制

- 連携協議会:先行実践NPO法人、当事者親の会会長、利用者通院先病院長、子ども療育センター医師、地域相談支援センター相談員、市生涯学習センター所長、大学教員等、15名で構成
- 専任コーディネーター:高等教育機関における障害者学習支援コーディネーター経験者

学習プログラムの内容

- 訪問カレッジの実施
 - ・音楽、制作、読書、スイッチを使用した活動等、利用者（以下、カレッジ生）の希望に合わせた学習内容を実施した。
 - ・昨年度のオンライン学習コンテンツを活用し、実践を行った。
 - ・オンライン会議システムの試用を行った。
- オープンカレッジの実施
 - ・コロナ禍のためオンラインで開催し、10名が参加した。
- 障害理解啓発イベントとして、共に学び、生きる共生社会コンファレンス「まるのつどい」開催

研究の成果と課題

- オンライン施設見学コンテンツの作成
 - 久万高原町教育委員会との連携により、町内3ヶ所の文化施設のオンライン施設見学が可能となった。360度画像での施設紹介と施設職員による展示品解説動画を組み合わせ、作成した。
- カレッジ生及びご家族からの反応
 - オープンカレッジにおいて「体験型の学習を重ねていきたい」等の好意的な意見や、今後挑戦したい学習内容の提案等があった。
- 課題:地方自治体等と連携したスタッフ養成のモデル作り。愛媛での実践を元に、四国全域での訪問カレッジの実施。

その他研究の詳細など

詳細は、「障害者の生涯学習支援」HP または Instagram、研究室Facebook ページをご覧ください。

愛媛大学 教育学部 苅田 知則研究室

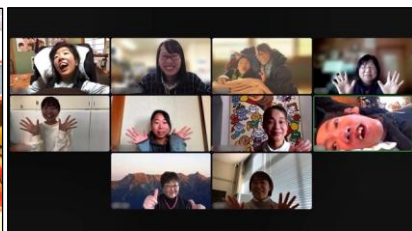
○HP http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/syogai_gakusyu/



HP Instagram Facebook



訪問カレッジ



オープンカレッジ



障害理解啓発イベント
まるのつどい

どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰します。

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。

【表彰式の様子（令和2年度）】



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで323件の個人・団体が表彰されています。

都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

過去の表彰の様子、事例集はこちら



学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など
活動内容は多岐にわたる



障害者の
生涯学習支援活動とは？

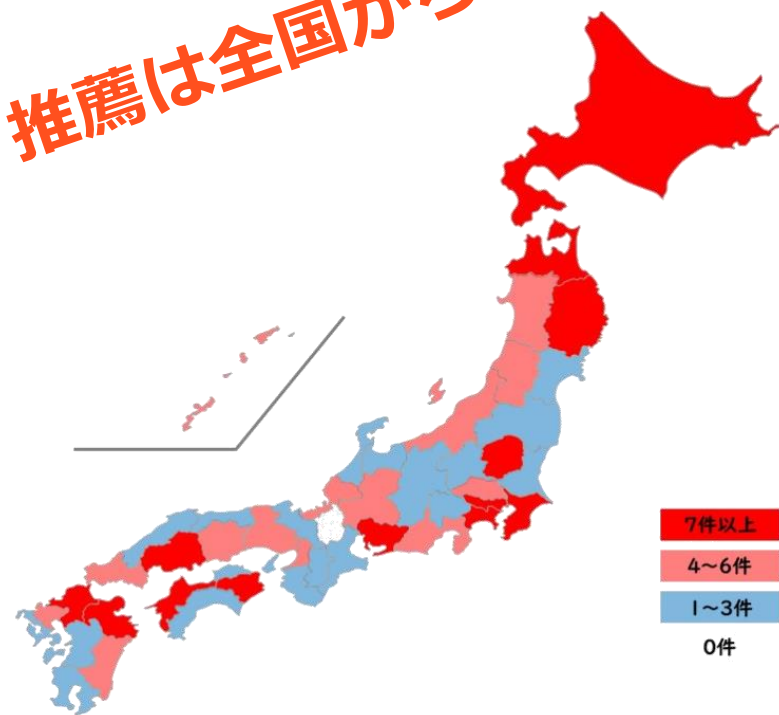
5年間で…

323件

推薦は全国から！



【表彰式での成果発表の様子（令和元年度）】



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（「障害者の生涯学習支援活動」という）を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰



	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	
学習	5	26	3	8	0	5	1	6	0	2	56
スポーツ	5	16	3	7	6	9	5	11	2	9	73
文化芸術	4	5	4	12	2	11	3	11	2	5	59
情報保障 ※1	0	0	0	1	1	2	0	3	0	2	9
分野混合 ※2	0	0	4	25	3	25	2	31	1	35	126
小計	14	47	14	53	12	52	11	62	5	53	
合計	61		67		64		73		58		323

※1 学習、スポーツ、文化芸術ほか分野が混合している活動をさす
 ※2 手話、点字、音訳などによる活動をさす

累計 **323件**

年度ごとに事例集にまとめ、文部科学省のホームページに掲載しております。ホームページには事例集のほか、表彰式の様子や事例発表の様子も掲載しております。是非、御覧ください。

障害者の生涯学習



https://www.mext.go.jp/a_menu/i/kusei/gakusyushien/index.htm

障害者の学び実践紹介動画

共に学び ひろがる世界 ～障害者×生涯学習～



文部科学省

学校卒業後の
障害者の学びとは？

《趣旨・目的》

文部科学省が実施している「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の取組事例を動画として紹介し、各種実践モデルの広域普及・地方公共団体が主体となり民間団体等と連携した障害者の学びの場拡充を目指す。

《視聴ターゲット》

地方公共団体の社会教育・生涯学習・特別支援教育・障害者福祉担当者など

《どんな動画？》

地域で障害者の生涯学習を実践する2つの事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、“学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを約13分の動画に凝縮。

《動画メニュー》

- ・金澤翔子さん（書家・文部科学省スペシャルサポート大使）のメッセージ
- ・オンラインを活用した学びの実践（一般社団法人みんなの大学校）
- ・当事者からひろがる学び（NPO法人障がい児・者の学びを保障する会）
- ・障害者の生涯学習を担う行政職員に向けて（文部科学省障害者学習支援推進室）

障害者の生涯学習
取組を始めるヒント満載

動画の視聴は
こちらから→



https://youtu.be/5bXcg_sxFd0

金澤翔子さんからのスペシャルメッセージ

やっぱり学ぶことが好きなんです

学びで自分の世界がひろがりました

共に学び ひろがる世界

～障害者×生涯学習～



 みんなの大学校
Minna no College of Liberalarts
-学び、て君が花開く-



NPO 法人
障がい児・者の
学びを保障する会



関係法令の動向

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和元年6月28日
- ・ 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- ・ 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和4年5月25日
- ・ 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- ・ 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本語・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- ・ 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- ・ 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- ・ 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- ・ 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）

群馬大学 手話サポート で検索



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索